

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	こども・家庭課	整理番号	1-4-1
許認可等の種類	保育士登録の認定			
根拠法令条例等・条項	児童福祉法第18条の18、児童福祉法施行令第16条			
許認可等の概要	保育士登録の認定			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]</p> <p>資格 児童福祉法第18条の6 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる資格を有する。 一 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設(以下「指定保育士養成施設」)を卒業した者 二 保育士試験に合格した者</p> <p>申請 児童福祉法第18条の18 保育士となる資格を有する者が保育士となるには、保育士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。</p> <p>児童福祉法施行令第16条 保育士の登録を受けようとする者は、申請書に法18条の6各号のいずれかに該当することを証する書類を添え、その者が同条第1号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第2号に該当する場合は当該保育士試験を行った都道府県知事(指定試験機関が行った保育士試験を受けた場合にあっては、当該保育士試験の実施に関する事務の全部又は一部を当該指定試験機関に行わせることとした都道府県知事)に提出しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	2か月 (申請受付開始日から登録決定日まで)			
期間の制定根拠	保育士登録に要する期間の短縮について(平成26年5月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡)			